

垂井町浄化センター太陽光発電設備導入事業企画提案書

商号又は名称_____

提案日 令和 年 月 日

1. 事業の実施内容

ア 設置計画（設置要領、工法等）

【 事業期間 】

- ※1 使用許可期間の開始から撤去完了までを事業期間とし、設備の運転期間は、運転開始日から原則として最長で20年間とする。

【 太陽光発電設備などの仕様 】

太陽光パネル

- ①メーカー名
- ②設置容量 総出力 kW
- ③モジュール枚数 枚（出力 kW/ 枚）
- ④モジュール変換効率

パワーコンディショナー

- ①メーカー名
- ②設置容量 総出力 kW/ 台
- ③設置台数 台（総出力 kW）
- ④寸法、質量

【 設置レイアウト 】

- ※1 太陽光発電設備等の設置想定箇所を示すこと。（別紙 平面図参照）
- ※2 太陽光発電設備等の配置図及びキュービクルまでの配線図を添付すること。

【 設備等選定の理由 】

- ※1 上記太陽光発電設備等を選定した理由を製品の性能、信頼性およびメーカーの保守体制も踏まえ記載すること。

【 設置工法の概要 】

- ※1 選定した工法の概要について記載すること。
- ※2 設置工事に係る架台等の図面、工法等の概要が分かる資料を添付すること。

【 設置工法の選定理由 】

- ※1 経済性、耐久性、耐風性能及び十分な強度を確保していることの考え方（根拠）を記載すること。

【 泥川の氾濫に対する対応策 】

- ※1 泥川の氾濫を想定した設備の高さ設定などについて記載すること。

イ 安全性への配慮

【 構造上の安全の確認 】

- ※1 設備等設置後の施設の構造上の安全性を確認した方法、判断の根拠について記載すること。

【 安全面での配慮 】

- ※1 施設の立地・構造、施設の性質を踏まえ、安全面の配慮に対する工夫について記載すること。

ウ 貸付料

【 貸付料 】

- ※1 最低額を年額で1㎡あたり100円（税抜）とするが、単価を提示する場合には、その貸付料の算定根拠や考え方を提示すること。

【 貸付面積 】

- ※1 貸付する面積の算定については、ソーラーアレイ等の発電設備の水平投影面積（真上から見た時の面積）、配線等や防護柵等で施設を囲む面積とし、ソーラーアレイについて、間隔を開けて設置する場合は、その隙間の面積も含むものとする。

2. 事業の実施体制

ア 事業実施体制

【 工事施工概要 】

- ※1 工事フロー、スケジュール等を記載すること。

【 実施体制 】

- ※1 垂井町浄化センター太陽光発電設備設置導入事業の実施にあたり、想定する構成主体やその役割分担について記載すること。（本業務に従事予定の総括責任者、担当者、建築士法による一級建築士及び第一種、第二種または第三種電気主任技術者等を記載。また、予定技術者経歴書及び資格証の写し等を添付）
- ※2 上記実施体制を構築するとした理由、安定した事業実施が可能と判断される理由について、類似業務の実績を含めて記載すること。
- ※3 業務実施体制図を挿入すること。

イ 維持管理計画

【 定期点検、維持管理方法等の概要 】

- ※1 既存の設備等の維持管理に支障を生じないようにし、定期点検、メンテナンス等の太陽光発電設備に係る全ての維持管理を行えるように計画すること。

【 平常時及び緊急時の連絡体制 】

- ※1 連絡体制について記載すること。
- ※2 平常時や緊急時の連絡体制図を挿入すること。

ウ 事業者の経営状況

- ※1 直近3年間の貸借対照表、経常利益（もしくは営業利益率）、流動比率、自己資本比率等

エ 資金計画

- ※1 工事費、運転管理、維持管理及び撤去のための費用、資金調達を含めた事業資金計画

オ 事業実施に関する保証

- ※1 設備の導入、運転期間中、撤去までに係るすべての保証。損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること

3. その他

【 地球温暖化対策 】

- ※1 本事業期間中に想定される CO2 削減量について、その算出根拠・方法を明確にしたうえで記載すること。

【 事業実施にあたり環境への配慮 】

- ※1 事業実施にあたり、環境負荷の小さい部材を調達したり、環境負荷の小さい工法を採用するなどの配慮した取り組みがあれば記載する。

【 町への協力・貢献等 】

- ※1 垂井町への協力・貢献・地域経済への波及効果等を記載
例：災害等の非常時における当該施設や地域への貢献・環境教育への取り組み等

【 事業者のアピール等 】

- ※1 事業実施にあたり、企業としてアピールすることがあれば記載する。
例：総合的な企画力、技術力、独創性等

※注意事項

1. 記載欄は適宜広げて使用すること。
2. 必要に応じ、適宜図表等を挿入して差し支えない。
3. 関係法令等に基づいた企画提案内容であること。